

CI-NET の規約理解促進のために

平成23年3月

財団法人 建設業振興基金

建設産業情報化推進センター

目次

- 1.本書について
 - (1) 本書の目的
 - (2) 本書が想定する利用対象者
 - (3) 本書の構成

- 2.標準化について
 - (1) EDI と標準化の必要性
 - (2) 標準化の実施体制

- 3.CI-NET における規約類
 - (1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル
 - (2) 実装規約
 - (3) 指針、参考資料、ガイドライン等

- 4.CI-NET の規約間の関係

- 5.CI-NET における規約類の制定、改訂手続き
 - (1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル
 - (2) 実装規約
 - (3) 指針、参考資料、ガイドライン等

- 6.導入・普及のフェーズ別／立場別の参照物
 - (1) 導入・普及のフェーズ別の観点
 - (2) 導入・普及の立場別の観点
 - (3) 立場別（担当別）の参照物
 - (4) 関連法規

- 7.参考資料
 - (1) 用語集
 - (2) 年表
 - (3) 各種規約類、広報資料等の入手方法

1.本書について

(1) 本書の目的

建設産業における EDI 標準である CI-NET は複数の規約等で構成され、CI-NET を利用しようとする企業等はこれらに準拠する必要がある。

しかし、CI-NET の規約について「そもそもどのような規約が存在するのか」「各規約の関係はどうなっているのか」など疑問を呈する声が多い。

そこで、本書では CI-NET に存在する規約類を網羅し、それらの関係を明らかにすることによって、CI-NET を利用しようとする企業等の便に供することを目的とする。

(2) 本書が想定する利用者

本書は、CI-NET を利用しようとする企業等において「CI-NET の導入を考えている方」「CI-NET に関するシステム開発や運用に携わる方」が、CI-NET の規約類を見るときにその助けとなることを想定している。

想定する利用者



CI-NET の導入を考えている方



CI-NET に関するシステム開発や運用に携わる方

(3) 本書の構成

本書は、大きくはルールブックおよびガイドブックに相当する部分に分けられる。ルールブックとは規約の種類や関係等について説明する部分で、ガイドブックとは規約類を利用する場面に応じて、その見方などを解説する部分である。利用者には、目的に応じて該当する部分を読みたい。

本書の構成



ルールブック

(規約の種類や関係等について説明)

…2 章～5 章



ガイドブック

(規約類を利用する場面に応じて、その見方などを解説)

…6 章、7 章

2.標準化について

(1) EDI と標準化の必要性

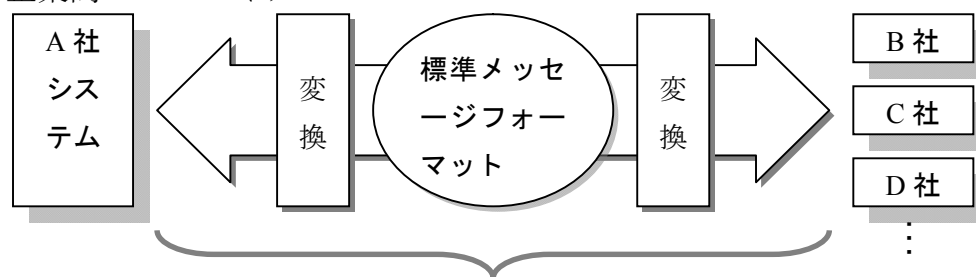
近年、事務処理のコンピュータ化とともに、社内のコンピュータから通信回線を介して、直接相手のコンピュータにデータを伝送して取引を行う電子取引が行われている。これが、「EDI（Electronic Data Interchange）＝電子データ交換」と呼ばれるもので、業務の効率化や生産性の向上に大きく寄与している。

CI-NET は、建設産業における EDI の実現を目指しており、発注者、総合工事業者、専門工事業者、商社や資機材メーカー、関係官庁等の間で、見積書、注文書、出来高報告書、請求書、支払通知書等の帳票データや CAD データ等の技術データをコンピュータ間で直接交換することができる。

しかしながら、EDI を個々の企業（組織）間の合意で進めると、取引先毎にコンピュータやソフトウェアを用意する必要があり、多端末現象やソフトウェアの開発費の増大などの問題が発生する。こうした事態を避けるため、標準的な情報交換の手順・取り決め（プロトコル）を定め、あらゆる企業におけるコンピュータやソフトウェアが互いに情報交換できる環境を整える必要がある。

企業は、自社の社内システムのデータフォーマットから標準メッセージフォーマットに変換してデータを伝送し、または受信した標準メッセージフォーマットを社内用に逆変換することによって、追加投資やシステムの変更を行うことなく、情報交換が可能となる。

企業間の EDI のイメージ



標準的な手順・取り決めを定めることで、あらゆる企業が互いに情報交換できる環境を整える。

(2) 標準化の実施体制

建設産業における EDI の標準化は、(財)建設業振興基金を中心に業界内の合意形成を図りながら行っている。

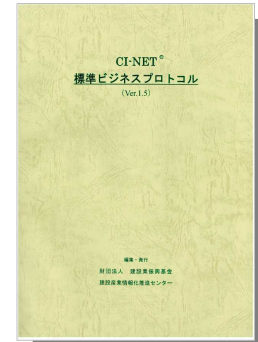
3.CI-NET における規約類

(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル

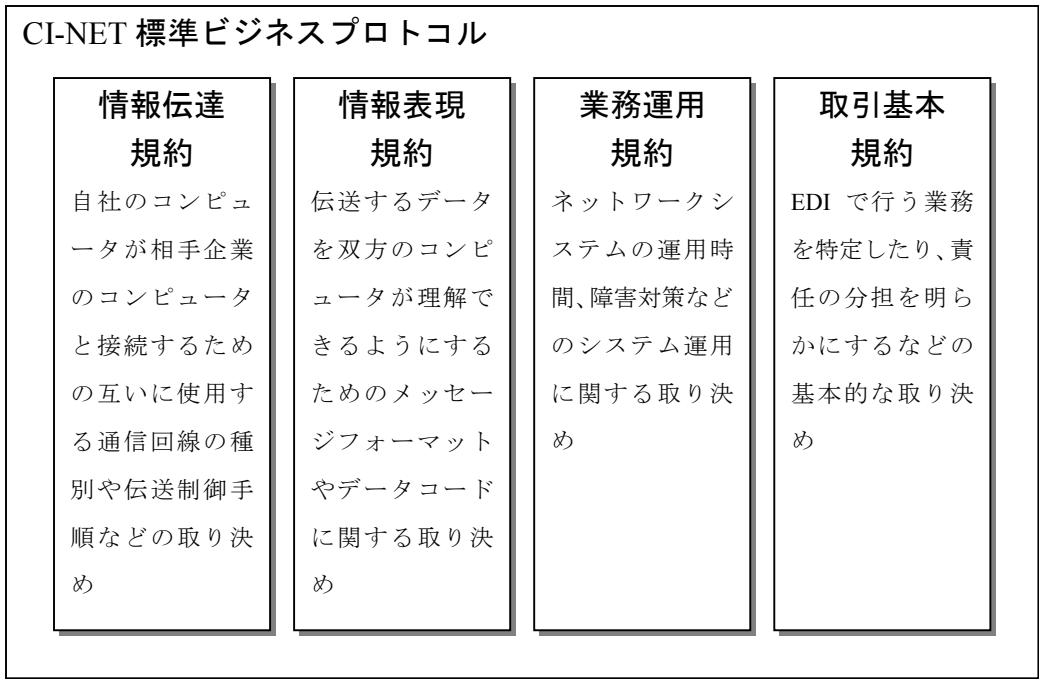
建設産業における EDI 標準である CI-NET について最も基本的な規約を定めたもの。

規約には情報伝達規約、情報表現規約、業務運用規約、取引基本規約の4つがあり、CI-NET により EDI を行おうとする場合は、これらに準拠する必要がある。

初版は1991年、最新版は2009年に公表した Ver.1.5。



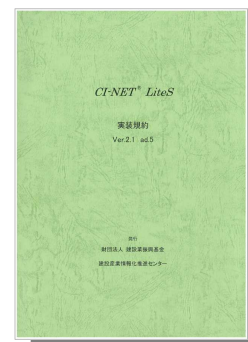
CI-NET 標準ビジネスプロトコル (図)



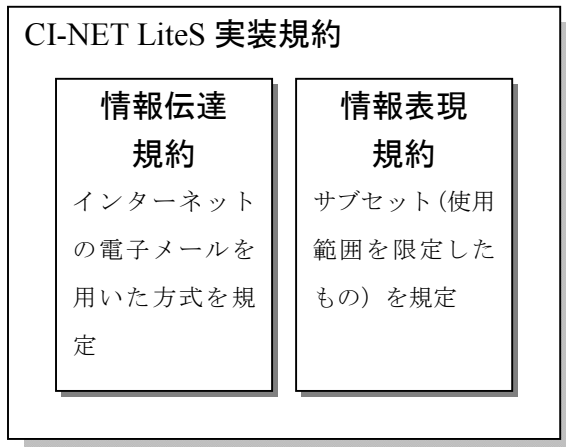
(2) 実装規約

CI-NET 標準ビジネスプロトコルに準拠し、必要に応じて定めることができる。実装規約に規定していないことは CI-NET 標準ビジネスプロトコルの規約を適用する。

現在、実装規約としては CI-NET LiteS 実装規約が1つのみ定められている。❖ CI-NET LiteS 実装規約の初版は2000年、最新版は2008年に公表した Ver.2.1 ad.5。



CI-NET LiteS 実装規約 (図)



現在、実装規約としては CI-NET LiteS 実装規約が 1 つのみ定められている。



※CI-NET LiteS 実装規約についての補足説明

CI-NET LiteS 実装規約は、通信方式やメッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは取引当事者間で取り決める余地のある部分について、実業務に則して要点を絞り込み、わかりやすく整備したもの。主にシステム開発をする方の負担を軽減することを意図して規定した。

(3) 指針、参考資料、ガイドライン等

CI-NET 標準ビジネスプロトコルや実装規約を理解したり、CI-NET に関するシステムを開発したりする際に役立つようまとめられた手引き類である。

現在、指針、参考資料、ガイドライン等としては以下の 3 つがある。

①CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料 (2008 年公表)

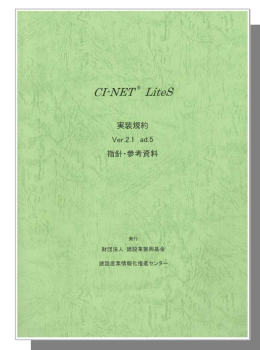
中には以下の指針、参考資料が含まれている。

[指針]

- ・ CI-NET 対応のための ASP サービスに係る指針

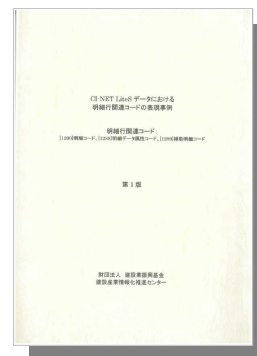
[参考資料]

- ・ CSV インターフェイス機能
- ・ 設備見積・設備機器見積メッセージの CSV フォーマット
- ・ 標準企業コードとメールアドレスの関係に係る留意点
- ・ メールに添付された電子証明書を利用した電子証明書の本人性確認およびメッセージの完全性確認について



- ・ 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例
- ・ CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点
- ・ CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について
- ・ CI-NET LiteS 利用者のための建設工事の電子契約についての解説
- ・ 電子署名文書長期保存について
- ・ CI-NET LiteS における契約データの移管について

②CI-NET LiteS データにおける明細行関連コードの表現事例（2005年公表）

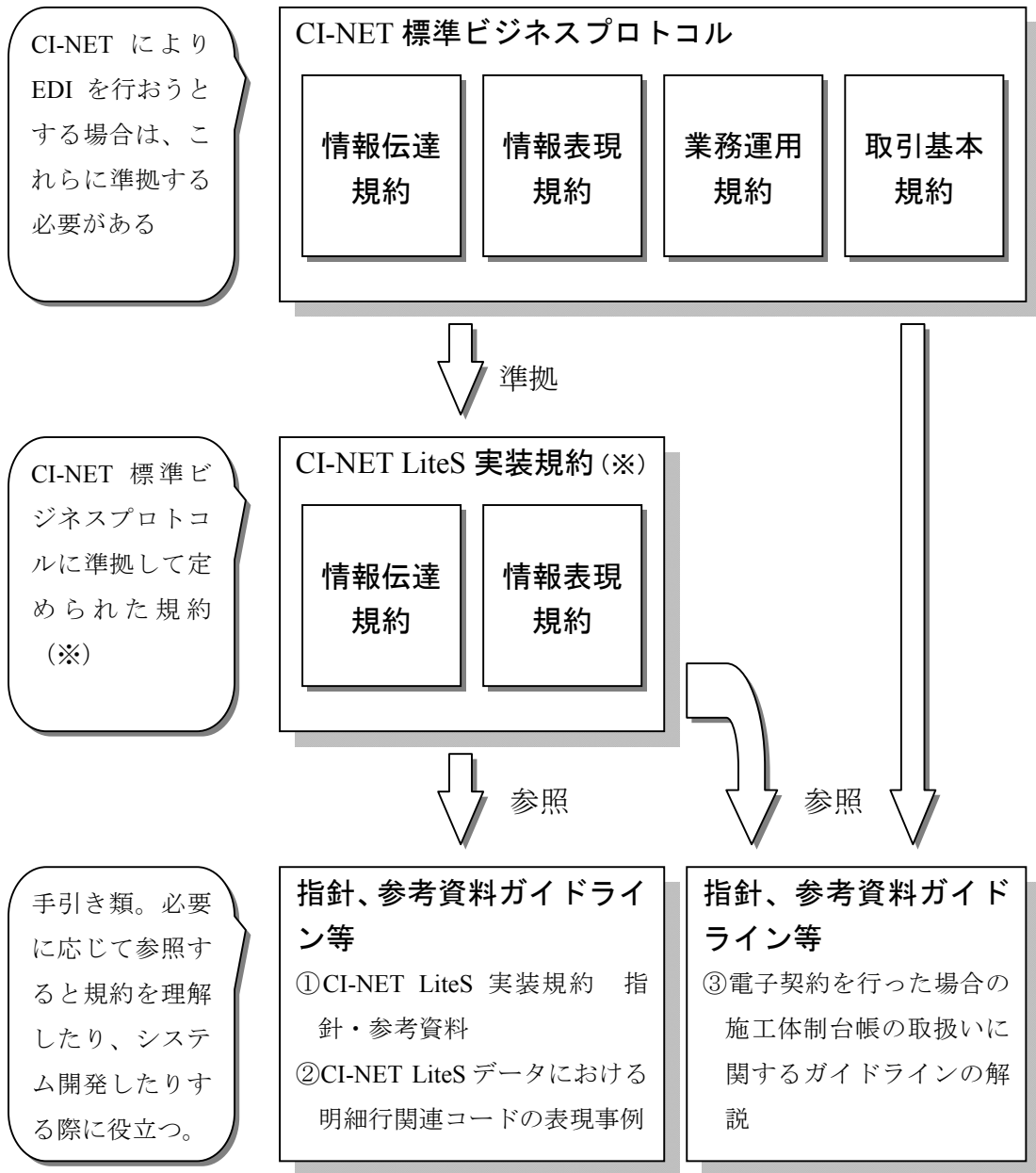


③電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの解説（2005年公表）



4.CI-NET の規約間の関係

CI-NET の規約間の関係を図示すると、次のようになる。



※実装規約についての補足説明

実装規約は、CI-NET 標準ビジネスプロトコルに準拠して定められている。CI-NET LiteS 実装規約では情報伝達規約と情報表現規約が規定されているが、これに基づくことは CI-NET 標準ビジネスプロトコルの情報伝達規約と情報表現規約に基づくことと同義である。

5.CI-NET における規約類の制定、改訂手続き

(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル

①制定、改訂機関

CI-NET 標準ビジネスプロトコルの制定および改訂は、財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが行う。実際には建設産業情報化推進センターが設置している情報化評議会にある標準化委員会が審議して、制定および改訂を行っている。審議は「規約改訂チェックリスト」などを参考にしながら行う。

②改善要求

CI-NET の利用者は、CI-NET 標準ビジネスプロトコルで定められた内容について改善要求を出すことができる。要求者は規定の様式に従い、改善の要求内容を建設産業情報化推進センターに提出する。

③制定、改訂結果の公表

CI-NET 標準ビジネスプロトコルの制定や改訂をしたとき、建設産業情報化推進センターは CI-NET 標準ビジネスプロトコルの改訂版にその内容を盛り込む。また、このほかホームページや年次報告書、シンポジウム等で公表する。

(2) 実装規約

①制定、改訂機関

実装規約の制定および改訂は、財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが行う。現在、実装規約としては CI-NET LiteS 実装規約があるが、これは建設産業情報化推進センターが設置している情報化評議会にある LiteS 委員会が審議して、制定および改訂を行っている。

②改善要求

CI-NET の利用者は、実装規約で定められた内容について改善要求を出すことができる。規定の様式はなく、要求者は任意の方法で建設産業情報化推進センターに改善要求を提出する。

③制定、改訂結果の公表

実装規約の制定や改訂をしたとき、建設産業情報化推進センターは実装規約の改訂版にその内容を盛り込む。また、このほかホームページや年次報告書、シンポジウム等で公表する。

(3) 指針、参考資料、ガイドライン等

①作成、改訂機関

指針、参考資料、ガイドライン等の作成および改訂は、財団法人 建設業振興基金 建設産業情報化推進センターが行う。実際には建設産業情報化推進センターが設置している情報化評議会にある専門委員会が検討して、作成および改訂を行っている。

②改善要求

CI-NET の利用者は、指針、参考資料、ガイドライン等の内容について改善要求を出すことができる。規定の様式はなく、要求者は任意の方法で建設産業情報化推進センターに改善要求を提出する。

③制定、改訂結果の公表

指針、参考資料、ガイドライン等の作成や改訂をしたとき、建設産業情報化推進センターは指針、参考資料、ガイドライン等の改訂版にその内容を盛り込む。また、このほかホームページや年次報告書、シンポジウム等で公表する。

規約類の制定、改訂手続き (図)

	CI-NET 標準 ビジネスプロトコル	実装規約	指針、参考資料 ガイドライン等
制定 (作成)、 改訂機関	標準化委員会	専門委員会 (CI-NET LiteS 実装 規約の場合は LiteS 委員会)	専門委員会
改善要求	建設産業情報化推 進センターに提出。 (規定の様式あり)	建設産業情報化推 進センターに提出。 (規定の様式なし)	建設産業情報化推 進センターに提出。 (規定の様式なし)
制定、改訂結果 の公表	CI-NET 標準ビジネ スプロトコルの改 訂版に掲載。 そのほかホームペ ージや年次報告書、 シンポジウム等で 公表。	実装規約の改訂版 に掲載。 そのほかホームペ ージや年次報告書、 シンポジウム等で 公表。	指針、参考資料、ガ イドライン等の改 訂版に掲載。 そのほかホームペ ージや年次報告書、 シンポジウム等で 公表。

6.導入・普及のフェーズ別／立場別の参照物

CI-NET の導入や普及展開を図ろうとする企業の担当者は、各種の規約類や広報資料等、CI-NET に関連する資料を理解することが必要であり、導入に係る企画・調査・実装あるいは運用など、担当者が関わる業務により必要な資料や見方も変わってくると想定される。

そこで本章では、各担当者がどのような資料に目を通せばよいか、どのような点に留意して資料を理解すればよいかなど、ポイントを提示する。

まずは導入・普及のフェーズ別／立場別の 2 つの観点から整理を行った全体イメージを「全体俯瞰表」に示す。

なお、ここで提示している各種規約類、広報資料等の入手については、「7.参考資料 (3)各種規約類、広報資料等の入手方法」に提示しているので、参考にされたい。

■全体俯瞰表

ここでは全体イメージのみ提示する。

参照する資料の中で、主に重点を置いて目を通すとよいと思われるものについては太枠、太線の○印として示している。

その他、○印が付いている資料については、目を通す余裕があればより理解が深まると思われるものを示している。

フェーズ	ステップ	(a)電子商取引導入・研究担当			(b)システム実装担当			(c)運用担当		
		標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等
①電子商取引の理解	基本プロセス(CI-NET標準プロセス)の理解	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②電子商取引導入への調査・分析	購買プロセスの調査・分析	○	○	○						
	自社システムの分析	○	○	○						
	主要取引先ヒアリング調査	○								
	CI-NET導入の事前評価	○		○						
③電子商取引の導入検討	実施範囲の検討	○	○	○	○	○	○			
	社内システムとの連携の検討				○	○	○			
	システム導入方法の検討				○	○	○			
④電子商取引の導入作業	EDIシステム開発(パッケージ購入後の組み込み含む)				○	○	○			
	社内システムとの連携開発				○	○	○			
⑤電子商取引の運用	取引開始のための手続の実施							○	○	○
	説明・教育の実施								○	○

なお、ここでは主にどの資料について目を通すとよいかを提示しているが、より具体的な規約、広報資料の参照物の内容や関連法規等については、以降の個々の立場別図表に整理しているのでそちらを参照されたい。

次ページ以降では、上記の「全体俯瞰表」及び後述する立場別（担当別）の参照物の整理結果を作成するにあたっての2つの観点（導入・普及のフェーズ別/立場別）についての考え方を示す。

(1) 導入・普及のフェーズ別の観点

フェーズ	ステップ	対象業務	検討・作業の視点	(a)電子商取引導入・研究担当			(b)システム実装担当			(c)運用担当			関連法規(概観)
				標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	
①電子商取引の理解	基本プロセスの理解	CI-NETで実現できる業務全般	①電子商取引に...	○	○	○	○	○	○	○	○		
②電子商取引導入への調査・分析	購買プロセスの調査・分析	下見標に係る...	①見積依頼の...	○	○	○							電子帳簿保存法 :

この観点では、大きく以下の5つのフェーズを想定した。

- ・ 電子商取引の理解
- ・ 電子商取引導入への調査・分析
- ・ 電子商取引の導入検討
- ・ 電子商取引の導入作業
- ・ 電子商取引の運用

これらの「フェーズ」毎に、詳細な作業として行うこととなる「ステップ」、そのステップの中でも EDI 化する「対象業務」、さらにそれら対象業務に対応する「検討・作業の視点」という切り口を設け、参照する資料や関係法規等を整理している。

①電子商取引の理解

電子商取引そのものに対する理解や、CI-NET で行う電子商取引とは何かについての理解を深めるため、各種規約類や広報資料で基礎的な事項として押さえる必要があると考えられる部分を参照先としている。

②電子商取引導入への調査・分析

CI-NET の導入に向け具体的な検討に入る段階では、

- ・ 各社の業務プロセスの把握
- ・ 自社の社内システムの把握
- ・ データ交換の相手先についての把握

などが必要になる。そしてこれらの調査を踏まえて CI-NET を導入するにあたっての事前の評価を行うこととなる。その際上記の各点の調査や状況把握は、EDI で取引先とやり取りする業務メッセージごとに行うことが必要であり、各種規約類もその切り口から見ることを想定した。

③電子商取引の導入検討

実際にどの業務に CI-NET を導入するかを明確にする段階では、より CI-NET 導入の効果を高める意味で各種社内システムと EDI システムとの連携が考えられる。それには各種規約類も業務単位、メッセージ単位で見えていくことが求められる。

また EDI システムの具体的な実装方法としては、ASP 利用、市販業務パッケージ利用、CI-NET ツールソフト利用があるが、いずれの方法で実現・実装していくかも合わせて検討していくこととなる。

④電子商取引の導入作業

実際の導入・実装作業の段階では、EDI 業務メッセージやそのメッセージを構成するデータ項目それぞれについて、各種規約類との突き合わせや確認など、細かい作業に入っていくこととなる。

各種社内システムとの連携を行う場合には、各種規約類に規定するデータ項目と当該社内システムのデータ項目との関係整理が必須となる。

⑤電子商取引の運用

CI-NET の導入作業と並行して運用段階を想定した準備段階では、取引先との調整や支援、社内外の教育等に着手する必要がある。

EDI による取引においては、企業識別コード・電子証明書の取得や運用に関する規定を互いに締結するなど、各種の手続きを進める必要があり、それらについても押さえておく必要がある。

(2) 導入・普及の立場別の観点

フェーズ	ステップ	対象業務	検討・作業の視点	(a)電子商取引導入・研究担当			(b)システム実装担当			(c)運用担当			関連法規(概観)
				標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	
①電子商取引の理解	基本プロセスの理解	CI-NETで実現できる業務全般	①電子商取引に...	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②電子商取引導入への調査・分析	購買プロセスの調査・分析	下見積に係る...	①見積依頼の...	○	○	○							電子帳簿保存法

導入・普及の立場という観点では、大きく以下の3つの立場を想定した。

- ・ 電子商取引導入・研究担当
- ・ システム実装担当
- ・ 運用担当

この「立場」毎に、参照する資料を「CI-NET 標準ビジネスプロトコル（標準 BP）」「CI-NET LiteS 実装規約（実装規約）」「指針・参考資料、ガイドライン等」の3つに分類し、それぞれの参照箇所を提示している。

(a) 電子商取引導入・研究担当

CI-NET の導入の可能性、可否等について社内で検討を行う担当者を想定している。導入可能性についての検討では、電子商取引や CI-NET そのものへの理解を進め、その導入により自社に対してもたらされるメリットや社内システムへの影響度などを把握することとなる。

検討を主導的に進める部門（主に経営企画部門などが該当）を中心に関連する部門（情報システム、実際のユーザとなる調達・購買、工務、経理部門等）などが協同して対応することが多いと考えられる。

(b) システム実装担当

実際に CI-NET の導入、展開が決まり、EDI システムの組み込みや社内システムとの連携を実現する、実装を担う担当者を想定している。

主に情報システム部門が該当するが、実際に CI-NET での取引が開始されると、運用面でも関わりが出てくると考えられる。

(c) 運用担当

CI-NET の導入が始まると、取引先との手続きや EDI を使った業務運用についての調整、確認が生じることとなる。また社内ユーザや取引先に対する教育なども行う必要がある。

これらは主に情報システム部門やユーザ部門、あるいはヘルプデスク的な機能を持つ部門が担当することが多いと想定される。

(3) 立場別（担当別）の参照物

先に提示している全体俯瞰表を立場別（担当別）に分割したものを以降のページで提示する。

なお、紙面の都合上、図表の上での参照箇所の記述では、各資料の項番レベルあるいは資料の略称名で提示しているが、それらの詳細については各立場別（担当別）の図表の後に提示している。

(4) 関連法規

フェーズ	ステップ	対象業務	検討・作業の視点	(a)電子商取引導入・研究担当			(b)システム実装担当			(c)運用担当			関連法規(概観)
				標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	標準BP	実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	
①電子商取引の理解	基本プロセスの理解	CI-NETで実現できる業務全般	①電子商取引に...	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
②電子商取引導入への調査・分析	購買プロセスの調査・分析	下見積に係る...	①見積依頼の...	○	○	○							電子帳簿保存法 :

CI-NET を導入、利用するにあたって意識しておくべき関連法規について、(1)のフェーズ、ステップ、さらに対象業務も考慮して整理したものを提示している。

ここでは、提示した関連法規について、各法規で規定されている内容や帳簿書類の保管期間等の追加情報も示している（平成 20 年 3 月末現在）。

なお、関連法規の詳細（条文等）については、以下の URL にアクセスし検索することが可能である。

法務省法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

(a) 電子商取引導入・研究担当

あなたが電子商取引導入・研究担当の場合

電子商取引導入・研究担当における参照資料について整理したものを以下の図表に示す。

電子商取引導入・研究の担当者として、各種規約類、広報資料に目を通す際のポイントは次の通りである。

- ・まずは「電子商取引とはどのようなものか」「CI-NET とはどのようなものか」を理解し、各担当者自身が周囲の関係者に説明できるようになることである。
- ・CI-NET がどの程度利用されているのか、どのような業務が対象かを把握し、自社においてどのような導入、適用が可能かを考えるための材料とする。
- ・標準 BP では、EDI とはどのようなものか、また標準化の考え方、重要性等について、国から出されている見解も含めて理解することができる。
- ・指針・参考資料ガイドライン等では、EDI によるメリットやどのような仕組みで実現が可能となるかをイメージ的に把握することができる。

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
①電子商取引の理解	基本プロセス(CI-NET標準プロセス)の理解	発注者から始まる基本プロセスについて理解する。	CI-NETで実現できる業務全般	①電子商取引に関する基本的な理解 ②発注者、受注者の間で行われる情報交換の流れの理解	はじめに CI-NETによるEDI 第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約 第2章 情報伝達規約 第3章 情報表現規約 第1節 シンタックスルール 第2節1 標準メッセージ規約 情報の定義 第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則) 第1節 電子メールを前提としたCI-NET運用諸規則 第2節 CI-NET運用ルール(電子メール版) 第3節 CI-NET運用ガイド(電子メール版)
②電子商取引導入への調査・分析	購買プロセスの調査・分析	CI-NETのEDIの一連のプロセス(見積依頼～請求)と自社の業務プロセスを比較し、連携させるために自社内の業務プロセスの実態を調査する。	下見積に係る依頼・回答 (建築見積／設備見積／設備機器見積)	①見積依頼の関係部門と役割 ②見積依頼の作成方法 ③発注先の選定方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.1 建築見積依頼/回答メッセージ 2.5.2 設備見積依頼/回答メッセージ 2.5.3 設備機器見積依頼/回答メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			購買見積依頼・回答	①見積依頼の関係部門と役割 ②見積依頼の作成方法 ③発注先の選定方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.4 購買見積依頼/回答/見積不採用通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			確定注文・注文請け	①注文書の構成と作成方法 ②注文書の記載事項 ③取引先との契約方式	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.5 確定注文/注文請けメッセージ 2.5.6 鑑項目合意変更申込/承諾メッセージ 2.5.7 合意解除申込/承諾/一方的解除通知メッセージ 2.5.8 合意打切申込/承諾/一方的打切通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			出来高報告・確認	①出来高の折衝の方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.10 出来高要請/報告/確認メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			請求	①請求処理の方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.12 請求/請求確認メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			立替金報告・確認	①立替金処理の方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.11 立替金報告/確認メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			支払通知	①支払通知処理の方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.13 支払通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
CI-NET LiteS実装規約について	指針・参考資料B. Ⅷ CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 一発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順一 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け) 「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について	・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行規則 ・下請法
B.情報表現規約 Ⅱ.建築見積メッセージ Ⅲ.設備見積メッセージ Ⅳ.設備機器見積メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. Ⅰ.CSVインタフェース機能	【依頼/回答】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 【回答】 ・法人税法、法人税法施行規則
B.情報表現規約 Ⅴ.購買見積メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. Ⅰ.CSVインタフェース機能	【依頼/回答】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 【回答】 ・法人税法、法人税法施行規則
B.情報表現規約 Ⅵ.注文メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. Ⅰ.CSVインタフェース機能 Ⅴ.電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例 Ⅷ.CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 Ⅸ.電子署名文書長期保存について Ⅹ. CI-NET LiteSにおける契約データの移管について	【確定注文/注文請け】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行令、建設業法施行規則 ・入契法 ・建設リサイクル法、建設リサイクル法施行令 ・法人税法、法人税法施行規則 ・下請法
B.情報表現規約 Ⅷ.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. Ⅰ.CSVインタフェース機能	【報告/確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【報告】 ・消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則
B.情報表現規約 Ⅷ.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. Ⅰ.CSVインタフェース機能	【請求/請求確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【請求】 ・消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則
B.情報表現規約 Ⅷ.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. Ⅰ.CSVインタフェース機能	【立替金報告/確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【立替金確認】 ・消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則
B.情報表現規約 Ⅷ.支払通知メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. Ⅰ.CSVインタフェース機能	【支払通知】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
	自社システムの分析	見積～請求までの自社システムをもとに、CI-NETでデータ交換する電子取引データ(以下、メッセージという)の元になるデータを、見積システム、原価管理システム等から作成できるか、あるいは取引先から受信する各メッセージを自社システムで受け取り、入力負担軽減になるか等を調査する。	下見積に係る依頼・回答 購買見積依頼・回答	①見積システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.1 建築見積依頼/回答メッセージ 2.5.2 設備見積依頼/回答メッセージ 2.5.3 設備機器見積依頼/回答メッセージ 2.5.4 購買見積依頼/回答/見積不採用通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			確定注文・注文請け	②購買システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.5 確定注文/注文請けメッセージ 2.5.6 鑑項目合意変更申込/承諾メッセージ 2.5.7 合意解除申込/承諾/一方的解除通知メッセージ 2.5.8 合意打切申込/承諾/一方的打切通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			出来高報告・確認 立替金報告・確認	③原価管理システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.10 出来高要請/報告/確認メッセージ 2.5.11 立替金報告/確認メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			請求 支払通知	④会計システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.12 請求/請求確認メッセージ 2.5.13 支払通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード
				⑤各システム間のデータ連携の有無、可否	
	主要取引先ヒアリング調査	取引相手先の状況について調査、確認する。		①取引先におけるCI-NET導入先の有無	第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約 参考資料 参考1 情報化評議会(CI-NET)入会のご案内 参考2 建設業における電子計算機の連携利用に関する指針
			②導入済取引先が使用しているCI-NETシステム		
			③取引先との取引量		

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
B.情報表現規約 II. 建築見積メッセージ III. 設備見積メッセージ IV. 設備機器見積メッセージ V. 購買見積メッセージ IX. メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I. CSVインタフェース機能	【依頼/回答】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 【回答】 ・法人税法、法人税法施行規則
B.情報表現規約 VI. 注文メッセージ IX. メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I. CSVインタフェース機能 V. 電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例 VIII. CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 IX. 電子署名文書長期保存について X. CI-NET LiteSにおける契約データの移管について	【確定注文/注文請け】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行令、建設業法施行規則 ・入契法 ・建設リサイクル法 ・法人税法、法人税法施行規則 ・下請法
B.情報表現規約 VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ IX. メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I. CSVインタフェース機能	【報告/確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【報告】 ・消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則
B.情報表現規約 VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ VIII. 支払通知メッセージ IX. メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I. CSVインタフェース機能	【請求/請求確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【請求】 ・消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則
		対象業務メッセージに係る法規
		建設業法、建設業法施行令、建設業法施行規則 下請法
		建設業法、建設業法施行令、建設業法施行規則 下請法
		建設業法、建設業法施行令、建設業法施行規則 下請法

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
	CI-NET導入の事前評価	CI-NET導入に向け、事前に想定できる費用の算定や効果の評価を行い、取組方針を明確化し、関係部門や経営者の協力を引き出したり、導入後のフォローに役立てる。		①自社にとってのメリット ②システム変更を伴う場合の費用対効果 ③自社の業務のうち、CI-NET規約に適合部分の有無 ④取引先にとってのメリット	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 1 情報の定義 2 標準メッセージフォーマット 2.1 メッセージ構造 2.2 データ項目定義一覧表について 2.3 メッセージの種類 第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 1 情報の定義 2 標準メッセージフォーマット 2.1 メッセージ構造 2.2 データ項目定義一覧表について 2.3 メッセージの種類 第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約 参考資料 参考1 情報化評議会(CI-NET)入会のご案内 参考2 建設業における電子計算機の連携利用に関する指針
③電子商取引の導入検討	実施範囲の検討	自社の業務の特徴や効率化の狙いを考慮した上で、CI-NETを導入していく範囲を決定する。		①CI-NETでの対象業務範囲	第3章第2節の対象業務メッセージに係る部分

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
	広報資料・ガイドライン等 バンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	対象業務メッセージに係る法規
B.情報表現規約 対象業務メッセージの章(Ⅱ～Ⅷ)	広報資料・ガイドライン等 バンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	対象業務メッセージに係る法規
	広報資料・ガイドライン等 バンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	対象業務メッセージに係る法規
	広報資料・ガイドライン等 バンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	対象業務メッセージに係る法規
B.情報表現規約 対象業務メッセージの章(Ⅱ～Ⅷ)	広報資料・ガイドライン等 バンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	対象業務メッセージに係る法規

電子商取引導入・研究担当における参照資料のうち関連法規における具体的な法規の条文番号や規定されている内容、また関連法規とCI-NETメッセージとの関連等を以下に示す。

関連法規則		条文に規定される内容	関連するCI-NETメッセージ	保管期間の規定
法規名	条文			
法人税法	126条	青色申告法人の帳簿書類	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
	150条の2	普通法人、協同組合等並びに収益事業を営む公益法人等及び人格のない社団等の帳簿書類	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
法人税法施行規則	8条の3の十	連結法人が保管すべき帳簿書類及びその保管期間について規定している。	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
	59条	青色申告を行う法人が保管すべき帳簿書類及びその保管期間について規定している。	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
	67条	法人税法第150条の2第一項に規定する以下の書類（棚卸資産の引渡し、受け入れに際して作成された書類以外の取引証憑書類）	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間（一部5年間）
消費税法	30条	仕入税額控除の適用を受けるための課税仕入等の事実を記載した帳簿及び請求書等	出来高、請求業務のメッセージ	〇7年間
消費税法施行令	50条	課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等	出来高、請求業務のメッセージ	〇7年間
消費税法施行規則	15条の3	帳簿等の保存期間の特例	出来高、請求業務のメッセージ	〇7年間
建設業法	18条	建設工事の請負契約の原則	特になし（※本条の規定が原則論の話であるため）	特に規定なし
	19条	建設工事の請負契約の内容	確定注文、注文請け	特に規定なし
建設業法施行令	5条の5	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし
建設業法施行規則	26条	建設業法第40条の3に規定する帳簿、及び第26条第5項に規定する書類の記載事項、及び法第十九条第三項に規定される電磁的方法に関する措置に対する規定	確定注文、注文請け	〇5年間
	27条	建設業法施行規則第26条に掲げる事項の記載に関する記載や書類の添付についての運用の規定	確定注文、注文請け	〇5年間
	28条	建設業法第40条の3に規定する帳簿、及び第26条第5項に規定する書類	確定注文、注文請け	〇5年間
	13条の2/3/4	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし
	13条の2台2項に規定する技術的基準に係るガイドライン	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし

法規則		条文に規定される内容	関連する CI-NETメッセージ	保管期間 の規定
法規名	条文			
建設省	経建発 132号、 133号	注文書及び請書による契約について	確定注文、注文請け	特に規定 なし
入契法	13条	施工体制台帳の提出等	確定注文、注文請け	特に規定 なし
建設リサイクル法	13条	対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項	確定注文、注文請け	特に規定 なし
建設リサイクル法 施行令	3条	対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定 なし
下請法	5条	下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払等の記載・記録した書類、電磁的記録	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
下請法第五 条の書類 又は電磁 的記録の 作成及び 保存に関 する規則	1条	下請法第五条の書類又は電磁的記録の記載事項	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
	2条3項	電磁的記録の作成・保有の要件	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
	3条	電磁的記録の保存期間	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	○2年間
電子帳簿 保存法	10条	電子取引の電磁的記録(EDIデータ)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特に規定 なし
	11条	電子データの保存に関しての罰則規定	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特に規定 なし
電子帳簿 保存法施 行規則	8条	電子取引の電磁的記録の保存要件	特になし (※本条の規定が技術面の話であるため)	特になし
電子署名 法施行規 則	2条	電子署名の安全性の基準	特になし (※本条の規定が技術的な基準であるため)	特になし
電子帳簿 保存法	4条	保存すべき国税関係帳簿書類	特になし (※本条の規定が帳簿書類全体を指しているため)	特になし
	6条	国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存の承認申請		特になし
電子帳簿 保存法施 行規則	3条第1 項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(記録すべき項目)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし
	3条第3 項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(保存すべき書類)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし
	3条第3 項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(保存に使用する装置)	特になし (※本条の規定が技術面の話であるため)	特になし
e-文書法	3条	電磁的記録の保存	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし

(b) システム実装担当

あなたがシステム実装担当の場合

システム実装担当における参照資料について整理したものを以下の図表に示す。

システム実装の担当者として、各種規約類、広報資料に目を通す際のポイントは次の通りである。

- ・標準 BP では、「電子商取引とはどのようなものか」「CI-NET とはどのようなものか」を理解し、各担当者自身が周囲の関係者に説明できるようにすることである。
- ・CI-NET LiteS 実装規約では、通信方式やメッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは取引当事者間で取り決める余地のある部分について、実業務に則して要点を絞り込み、わかりやすく整備したものとなっていることから、LiteS 準拠とする場合には、これに基づいたシステムを構築することとなる。
- ・指針・参考資料ガイドライン等では、特に CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料について、CI-NET LiteS 実装規約に基づくシステムを構築する場合、実装規約には記載がない細かい部分での留意点や、規約までには至らないものの準拠することが望ましい内容等について記載されていることから、関連するメッセージ等を踏まえて対応していくことが望ましい。

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
①電子商取引の理解	基本プロセス(CI-NET標準プロセス)の理解	発注者から始まる基本プロセスについて理解する。	CI-NETで実現できる業務全般	①電子商取引に関する基本的な理解 ②発注者、受注者の間で行われる情報交換の流れの理解	はじめに CI-NETによるEDI 第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約 第2章 情報伝達規約 第3章 情報表現規約 第1節 シンタックスルール 第2節1 標準メッセージ規約 情報の定義 第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則) 第1節 電子メールを前提としたCI-NET運用諸規則 第2節 CI-NET運用ルール(電子メール版) 第3節 CI-NET運用ガイド(電子メール版)
③電子商取引の導入検討	実施範囲の検討	自社の業務の特徴や効率化の狙いを考慮した上で、CI-NETを導入していく範囲を決定する。		①CI-NETでの対象業務範囲	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約
	社内システムとの連携の検討	「自社システムの分析」からCI-NETの購買プロセスにおける各メッセージを自社システムのいずれと連携させるか検討する。	下見積に係る依頼・回答 (建築見積／設備見積／設備機器見積)	①建築見積／設備見積／設備機器見積依頼メッセージを作る元データ ②購買見積回答メッセージの取り込みと見積比較の作成方法 ③取引先決定までのプロセスと確定注文メッセージの作成方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.1 建築見積依頼/回答メッセージ 2.5.2 設備見積依頼/回答メッセージ 2.5.3 設備機器見積依頼/回答メッセージ 3 CI-NET標準データコード
		合わせて従来の紙による取引との共存について対処方法を検討する。	購買見積依頼・回答	①購買見積依頼メッセージを作る元データ ②購買見積回答メッセージの取り込みと見積比較の作成方法 ③取引先決定までのプロセスと確定注文メッセージの作成方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.4 購買見積依頼/回答/見積不採用通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
CI-NET LiteS実装規約について	指針・参考資料B. Ⅷ.CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合/CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け) 「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について	・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行規則 ・下請法
B.情報表現規約 対象業務メッセージの章(Ⅱ～Ⅷ)	広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合/CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	対象業務メッセージに係る法規
B.情報表現規約 Ⅱ.建築見積メッセージ Ⅲ.設備見積メッセージ Ⅳ.設備機器見積メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I.CSVインタフェース機能 VI.1.明細なしメッセージのデータ交換の可否 9.特記の記載箇所仕様 10.X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点 13.内訳明細計行に係る留意点 15.K属性データ項目の数値表現について 広報資料・ガイドライン等 CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コードの表現事例	【依頼/回答】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 【回答】 ・法人税法、法人税法施行規則
B.情報表現規約 Ⅴ.購買見積メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I.CSVインタフェース機能 VI.1.明細なしメッセージのデータ交換の可否 7.LiteS注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点 9.特記の記載箇所仕様 10.X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点 13.内訳明細計行に係る留意点 15.K属性データ項目の数値表現について 広報資料・ガイドライン等 CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コードの表現事例	【依頼/回答】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 【回答】 ・法人税法、法人税法施行規則

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
			確定注文・注文請け	①注文請けメッセージの保管方法 ②注文請けメッセージと原価管理システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.5 確定注文/注文請けメッセージ 2.5.6 鑑項目合意変更申込/承諾メッセージ 2.5.7 合意解除申込/承諾/一方的解除通知メッセージ 2.5.8 合意打切申込/承諾/一方的打切通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			出来高報告・確認	①出来高査定の方法	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.10 出来高要請/報告/確認メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			請求	①請求書と会計システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.12 請求/請求確認メッセージ 3 CI-NET標準データコード

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
B.情報表現規約 VI.注文メッセージ IX.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I.CSVインタフェース機能 V.電子契約データにおける注文業務帳票の印刷例 VI.1.明細なしメッセージのデータ交換の可否 4.枝番契約の打切方法 6.LiteS注文業務データがあるケースを前提としての運用上の留意点 7.LiteS注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点 9.特記の記載箇所仕様 10.X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点 13.内訳明細計行に係る留意点 14.合意打切申込および合意打切精算請求書帳票イメージ 15.K属性データ項目の数値表現について VIII.CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 IX.電子署名文書長期保存について X.CI-NET LiteSにおける契約データの移管について 広報資料・ガイドライン等 CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コードの表現事例 「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係	【確定注文/注文請け】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行規則 ・入契法 ・建設リサイクル法 ・法人税法、法人税法施行規則 ・下請法
B.情報表現規約 VII.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ IX.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I.CSVインタフェース機能 VI.1.明細なしメッセージのデータ交換の可否 2.出来高報告と請求の同時提出 4.枝番契約の打切方法 5.出来高報告・出来高確認の[1007]帳票No.の取り扱い 6.LiteS注文業務データがあるケースを前提としての運用上の留意点 7.LiteS注文業務データがあるケースの一部修正に伴う運用上の留意点 8.出来高要請メッセージの利用方法に係る留意点 9.特記の記載箇所仕様 10.X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点 13.内訳明細計行に係る留意点 14.合意打切申込および合意打切精算請求書帳票イメージ 15.K属性データ項目の数値表現について 広報資料・ガイドライン等 CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コードの表現事例	【報告/確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【報告】 ・消費税法、消費税法施行規則
B.情報表現規約 VII.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ IX.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I.CSVインタフェース機能 VI.1.明細なしメッセージのデータ交換の可否 2.出来高報告と請求の同時提出 3.請求完了区分コードの取り扱い 4.枝番契約の打切方法 6.LiteS注文業務データがあるケースを前提としての運用上の留意点 9.特記の記載箇所仕様 10.X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点 13.内訳明細計行に係る留意点 15.K属性データ項目の数値表現について 広報資料・ガイドライン等 CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コードの表現事例	【請求/請求確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【請求】 ・消費税法、消費税法施行規則

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
			立替金報告・確認	①立替金処理と会計システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.11 立替金報告/確認メッセージ 3 CI-NET標準データコード
			支払通知	①支払通知処理と会計システム	第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 2.5.13 支払通知メッセージ 3 CI-NET標準データコード
	システム導入方法の検討	自社システムと連携させ、CI-NET導入効果を発揮できるようなシステム環境の確保を狙いとして、CI-NETの実施を支援するシステムの選定及び導入方法を検討する。		①ASPを利用する方法	第3章 情報表現規約 第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則)
				②市販業務パッケージを利用する方法	第3章 情報表現規約 第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則)
				③CI-NETツールソフトを利用する方法	第3章 情報表現規約 第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則)

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
B.情報表現規約 Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I.CSVインタフェース機能 Ⅵ.1.明細なしメッセージのデータ交換の可否 9.特記の記載箇所仕様 10.X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点 13.内訳明細計行に係る留意点 15.K属性データ項目の数値表現について 広報資料・ガイドライン等 CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コードの表現事例	【立替金報告/確認】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法 【立替金確認】 ・消費税法、消費税法施行規則
B.情報表現規約 Ⅶ.支払通知メッセージ Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料B. I.CSVインタフェース機能 Ⅵ.1.明細なしメッセージのデータ交換の可否 9.特記の記載箇所仕様 10.X属性8バイトで定義されている日付項目の取り扱い 11.支払通知帳票イメージ 13.内訳明細計行に係る留意点 15.K属性データ項目の数値表現について 広報資料・ガイドライン等 CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コードの表現事例	【支払通知】 ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・下請法
A.情報伝達規約	指針・参考資料B. Ⅶ.CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 Ⅸ.電子署名文書長期保存について X.CI-NET LiteSにおける契約データの移管について 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合/CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 一発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行規則 ・入契法 ・建設リサイクル法 ・法人税法、法人税法施行規則 ・下請法 ・電子署名法施行規則 ・e-文書法
A.情報伝達規約	指針・参考資料B. Ⅶ.CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 Ⅸ.電子署名文書長期保存について X.CI-NET LiteSにおける契約データの移管について 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合/CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 一発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	
A.情報伝達規約	指針・参考資料B. Ⅶ.CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 Ⅸ.電子署名文書長期保存について X.CI-NET LiteSにおける契約データの移管について 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合/CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 一発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)	

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
④電子商取引の導入作業	EDIシステム開発(パッケージ購入後の組み込み含む)	CI-NETの各メッセージを送受信する仕組みを開発する(当該部分の処理を行うパッケージを購入する)。	実際にCI-NETを導入する業務	①メッセージの構成データ項目と、社内システムのデータ項目の突合せ ②業務フローとEDIのメッセージフローとの突合せ	第3章第2節2(の対象業務メッセージ部分)/3および第3節 第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 第3節 標準メッセージ作成規則
	社内システムとの連携開発	CI-NETの購買プロセスの各メッセージと自社システムとの連携部分を開発する。	実際にCI-NETを導入する業務	①メッセージの構成データ項目と、社内システムのデータ項目の突合せ ②業務フローとEDIのメッセージフローとの突合せ	第3章第2節2(の対象業務メッセージ部分)/3および第3節 第3章 情報表現規約 第2節 標準メッセージ規約 第3節 標準メッセージ作成規則

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
B.情報表現規約 対象業務メッセージの章(Ⅱ～Ⅷ) IX.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料A. 指針・参考資料B. 広報資料・ガイドライン等 建設産業における電子商取引 ー発注者の CI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モ デル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け) CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コー ドの表現事例 「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定 する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行規則 ・入契法 ・建設リサイクル法 ・法人税法、法人税法施行規則 ・下請法 ・電子署名法施行規則 ・e-文書法
B.情報表現規約 対象業務メッセージの章(Ⅱ～Ⅷ) IX.メッセージごとの使用データ項目	指針・参考資料A. 指針・参考資料B. 広報資料・ガイドライン等 建設産業における電子商取引 ー発注者の CI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モ デル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け) CI-NET LiteSデータにおける明細行関連コー ドの表現事例 「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定 する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説	

システム実装担当における参照資料のうち関連法規における具体的な法規の条文番号や規定されている内容、また関連法規と CI-NET メッセージとの関連等を以下に示す。

関連法規則		条文に規定される内容	関連する CI-NETメッセージ	保管期間 の規定
法規名	条文			
法人税法	126条	青色申告法人の帳簿書類	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	○7年間
	150条の2	普通法人、協同組合等並びに収益事業を営む公益法人等及び人格のない社団等の帳簿書類	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	○7年間
法人税法 施行規則	8条の3の十	連結法人が保管すべき帳簿書類及びその保管期間について規定している。	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	○7年間
	59条	青色申告を行う法人が保管すべき帳簿書類及びその保管期間について規定している。	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	○7年間
	67条	法人税法第150条の2第一項に規定する以下の書類 (棚卸資産の引渡し、受け入れに際して作成された書類以外の取引証憑書類)	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	○7年間 (一部5年間)
消費税法	30条	仕入税額控除の適用を受けるための課税仕入等の事実を記載した帳簿及び請求書等	出来高、請求業務のメッセージ	○7年間
消費税法 施行令	50条	課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等	出来高、請求業務のメッセージ	○7年間
消費税法 施行規則	15条の3	帳簿等の保存期間の特例	出来高、請求業務のメッセージ	○7年間
建設業法	18条	建設工事の請負契約の原則	特になし (※本条の規定が原則論の話であるため)	特に規定なし
	19条	建設工事の請負契約の内容	確定注文、注文請け	特に規定なし
建設業法 施行令	5条の5	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし
建設業法 施行規則	26条	建設業法第40条の3に規定する帳簿、及び第26条第5項に規定する書類の記載事項、及び法第十九条第三項に規定される電磁的方法に関する措置に対する規定	確定注文、注文請け	○5年間
	27条	建設業法施行規則第26条に掲げる事項の記載に関する記載や書類の添付についての運用の規定	確定注文、注文請け	○5年間
	28条	建設業法第40条の3に規定する帳簿、及び第26条第5項に規定する書類	確定注文、注文請け	○5年間
	13条の2/3/4	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし
	13条の2台2項に規定する技術的基準に係るガイドライン	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし

法規則		条文に規定される内容	関連する CI-NETメッセージ	保管期間 の規定
法規名	条文			
建設省	経建発 132号、 133号	注文書及び請書による契約について	確定注文、注文請け	特に規定 なし
入契法	13条	施工体制台帳の提出等	確定注文、注文請け	特に規定 なし
建設リサイクル法	13条	対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項	確定注文、注文請け	特に規定 なし
建設リサイクル法施行令	3条	対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定 なし
下請法	5条	下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払等の記載・記録した書類、電磁的記録	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
下請法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則	1条	下請法第五条の書類又は電磁的記録の記載事項	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
	2条3項	電磁的記録の作成・保有の要件	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
	3条	電磁的記録の保存期間	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	○2年間
電子帳簿保存法	10条	電子取引の電磁的記録(EDIデータ)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特に規定 なし
	11条	電子データの保存に関する罰則規定	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特に規定 なし
電子帳簿保存法施行規則	8条	電子取引の電磁的記録の保存要件	特になし (※本条の規定が技術面の話であるため)	特になし
電子署名法施行規則	2条	電子署名の安全性の基準	特になし (※本条の規定が技術的な基準であるため)	特になし
電子帳簿保存法	4条	保存すべき国税関係帳簿書類	特になし (※本条の規定が帳簿書類全体を指しているため)	特になし
	6条	国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存の承認申請		特になし
電子帳簿保存法施行規則	3条第1項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(記録すべき項目)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし
	3条第3項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(保存すべき書類)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし
	3条第3項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(保存に使用する装置)	特になし (※本条の規定が技術面の話であるため)	特になし
e-文書法	3条	電磁的記録の保存	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし

(c) 運用担当

あなたが運用担当の場合

運用担当における参照資料について整理したものを以下の図表に示す。

運用の担当者として、各種規約類、広報資料に目を通す際のポイントは次の通りである。

- ・取引相手先に EDI や CI-NET の理解を深めてもらうとともに、実際のデータ交換を行うにあたって必要となる準備を進めてもらうための情報提供が行えるようにする。
- ・CI-NET の運用を行う中で、取引先や社内のユーザより問い合わせが来た場合にも、迅速かつ的確な回答ができるよう準備、理解を深めておくようにする。

フェーズ	ステップ	各ステップでの実施内容	対象業務	検討・作業の視点	標準BP
①電子商取引の理解	基本プロセス(CI-NET標準プロセス)の理解	発注者から始まる基本プロセスについて理解する。	CI-NETで実現できる業務全般	①電子商取引に関する基本的な理解 ②発注者、受注者の間で行われる情報交換の流れの理解	はじめに CI-NETによるEDI 第1章 標準ビジネスプロトコル使用規約 第2章 情報伝達規約 第3章 情報表現規約 第1節 シンタックスルール 第2節1 標準メッセージ規約 情報の定義 第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則) 第1節 電子メールを前提としたCI-NET運用諸規則 第2節 CI-NET運用ルール(電子メール版) 第3節 CI-NET運用ガイド(電子メール版)
⑤電子商取引の運用	取引開始のための手続の実施	CI-NETの導入にあたって必要となる事務的な手続きや準備事項の確認		①企業識別コード、電子証明書 ②取引先との電子商取引合意方法の検討(協定書) ③契約の形式	第4章 業務運用規約および取引基本規約(CI-NET運用諸規則) 第4節 電子メールを前提としたCI-NETによる電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書(参考例) 第5節 電子メールを前提としたCI-NETによる電子データ交換(EDI)に関する運用マニュアル(参考例)
	説明・教育の実施	CI-NETの効率的な導入と業務運用の円滑化のための教育指導		①取引先への説明 ②自社関係部門への説明・教育	

実装規約	指針・参考資料、ガイドライン等	関連法規
CI-NET LiteS実装規約について	<p>指針・参考資料B. Ⅷ CI-NET LiteS利用者のための建設工事の電子契約についての解説 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け) 「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」の解説 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行規則 ・下請法
B.情報表現規約 対象業務メッセージの章(Ⅱ～Ⅷ) Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	<p>B.参考資料 対象業務メッセージに係る部分 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則 ・建設業法、建設業法施行規則 ・法人税法、法人税法施行規則 ・下請法
B.情報表現規約 対象業務メッセージの章(Ⅱ～Ⅷ) Ⅸ.メッセージごとの使用データ項目	<p>B.参考資料 対象業務メッセージに係る部分 広報資料・ガイドライン等 パンフレット(CI-NET総合／CI-NETによる電子商取引) 建設産業における電子商取引 ー発注者のCI-NET導入に向けた具体的手順ー 建設業の生産高度化に向けた先進的業務モデル導入マニュアル CI-NET導入ガイド(発注者向け)</p>	

運用担当における参照資料のうち関連法規における具体的な法規の条文番号や規定されている内容、また関連法規と CI-NET メッセージとの関連等を以下に示す。

関連法規則		条文に規定される内容	関連する CI-NETメッセージ	保管期間 の規定
法規名	条文			
法人税法	126条	青色申告法人の帳簿書類	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
	150条の2	普通法人、協同組合等並びに収益事業を営む公益法人等及び人格のない社団等の帳簿書類	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
法人税法 施行規則	8条の3の十	連結法人が保管すべき帳簿書類及びその保管期間について規定している。	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
	59条	青色申告を行う法人が保管すべき帳簿書類及びその保管期間について規定している。	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間
	67条	法人税法第150条の2第一項に規定する以下の書類 (棚卸資産の引渡し、受け入れに際して作成された書類以外の取引証憑書類)	建築見積、設備見積、設備機器見積、購買見積、注文、出来高、請求等の各業務のメッセージ	〇7年間 (一部5年間)
消費税法	30条	仕入税額控除の適用を受けるための課税仕入等の事実を記載した帳簿及び請求書等	出来高、請求業務のメッセージ	〇7年間
消費税法 施行令	50条	課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等	出来高、請求業務のメッセージ	〇7年間
消費税法 施行規則	15条の3	帳簿等の保存期間の特例	出来高、請求業務のメッセージ	〇7年間
建設業法	18条	建設工事の請負契約の原則	特になし (※本条の規定が原則論の話であるため)	特に規定なし
	19条	建設工事の請負契約の内容	確定注文、注文請け	特に規定なし
建設業法 施行令	5条の5	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし
建設業法 施行規則	26条	建設業法第40条の3に規定する帳簿、及び第26条第5項に規定する書類の記載事項、及び法第十九条第三項に規定される電磁的方法に関する措置に対する規定	確定注文、注文請け	〇5年間
	27条	建設業法施行規則第26条に掲げる事項の記載に関する記載や書類の添付についての運用の規定	確定注文、注文請け	〇5年間
	28条	建設業法第40条の3に規定する帳簿、及び第26条第5項に規定する書類	確定注文、注文請け	〇5年間
	13条の2/3/4	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし
	13条の2台2項に規定する技術的基準に係るガイドライン	建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定なし

法規則		条文に規定される内容	関連する CI-NETメッセージ	保管期間 の規定
法規名	条文			
建設省	経建発 132号、 133号	注文書及び請書による契約について	確定注文、注文請け	特に規定 なし
入契法	13条	施工体制台帳の提出等	確定注文、注文請け	特に規定 なし
建設リサイクル法	13条	対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項	確定注文、注文請け	特に規定 なし
建設リサイクル法施行令	3条	対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法	確定注文、注文請け	特に規定 なし
下請法	5条	下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払等の記載・記録した書類、電磁的記録	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
下請法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則	1条	下請法第五条の書類又は電磁的記録の記載事項	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
	2条3項	電磁的記録の作成・保有の要件	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	特に規定 なし
	3条	電磁的記録の保存期間	確定注文、注文請け、出来高報告、出来高確認、請求、支払通知	○2年間
電子帳簿保存法	10条	電子取引の電磁的記録(EDIデータ)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特に規定 なし
	11条	電子データの保存に関する罰則規定	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特に規定 なし
電子帳簿保存法施行規則	8条	電子取引の電磁的記録の保存要件	特になし (※本条の規定が技術面の話であるため)	特になし
電子署名法施行規則	2条	電子署名の安全性の基準	特になし (※本条の規定が技術的な基準であるため)	特になし
電子帳簿保存法	4条	保存すべき国税関係帳簿書類	特になし (※本条の規定が帳簿書類全体を指しているため)	特になし
	6条	国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存の承認申請		特になし
電子帳簿保存法施行規則	3条第1項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(記録すべき項目)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし
	3条第3項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(保存すべき書類)	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし
	3条第3項	国税関係帳簿書類の電磁的記録(保存に使用する装置)	特になし (※本条の規定が技術面の話であるため)	特になし
e-文書法	3条	電磁的記録の保存	CI-NET LiteSで規定しているメッセージ全て	特になし

7.参考資料

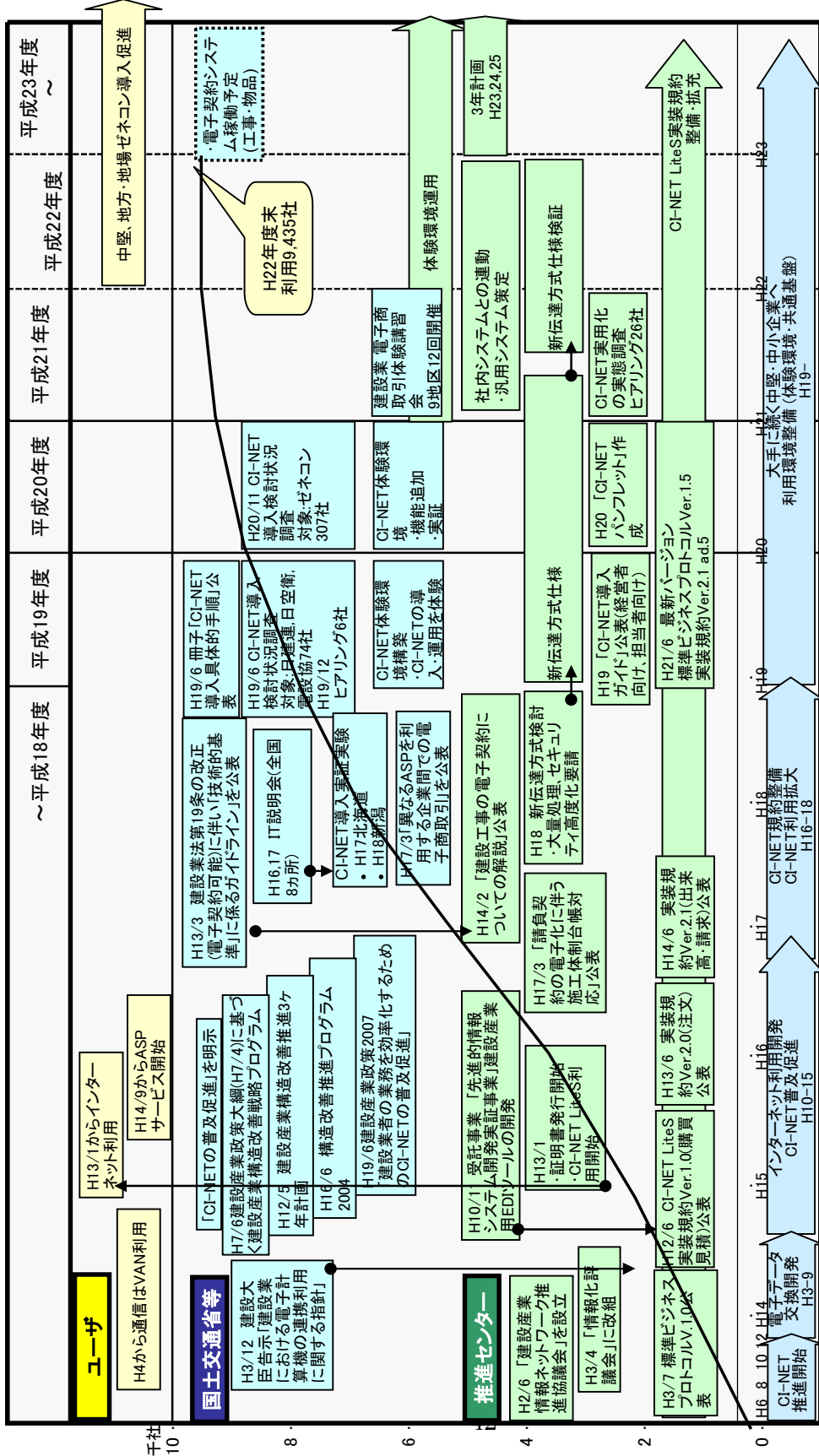
(1) 用語集

用語	説明
3D モデル	縦・横の座標で表現される2次元に対して、縦・横・高さの3次元座標で仮想的に3次元形状を表すモデル。3Dオブジェクトモデルという場合は、形状やCG的な色や材質以外に、定義された形状自体に、柱・壁・梁・開口部といった部材としての定義がなされ、部材毎に必要な属性を保持できるとともに、部材間の関連性を持つ。
AIA	(エーアイエー：American Institute of Architects) アメリカ建築家協会。日本建築家協会（JIA）とは定期的に協議会を開催している。
ASP	(エーエスピー：Application Service Provider) コンピュータ・ソフトウェアを販売する代わりに、ネットワーク経由でソフトの機能を有償で提供する事業者。ユーザにとって、ブラウザ（データ・ファイルの内容を表示するソフト）とインターネットを利用できればソフトウェアを利用できるため、ソフトウェアの導入、運用、更新等の手間をかける必要がなくなるメリットがある。
BCS	(ビーシーエス：Building Contractors Society) 社団法人建築業協会。建築業に関する技術の進歩と経営の合理化を図るとともに、建築業の健全な発展を図り、もって社会公共の福祉増進に寄与することを目的とした公益法人。
BE-Bridge	(ビー・ブリッジ：Building Equipment - BRief Integrated format for Data exchanGE) C-CADECが定めた、異なるCADソフト間でダクトや配管等の部材属性を伴ったCADデータの交換ができるように開発したデータ交換標準(ルール)。
BIM	(ビーアイエム：Building Information Modeling) 建物の3次元情報モデルを、建設プロジェクトに携わる建築主や設計・施工・設備関係者等が共有し、生産プロセスに活用する手法またはそのモデル情報のこと。
CAD	(キャド：Computer Aided Design) コンピュータを利用して設計を行う手法、またはそのツールのこと。
CAE	(シーイーイー：Computer Aided Engineering) CADで作成したモデルデータを使用してシミュレーション・分析等を行うこと。
CAM	(キヤム：Computer Aided Manufacturing) CADで作成したモデルデータを生産機器、工作機器に渡し、製造工程に活用すること。
C-CADEC	(シー・キャディック：Construction-CAD and Electronic Commerce Council) 建設産業の設計や製造にかかる情報を効果的に共有したり、活用したりすることを目的として、平成8年より（財）建設業振興基金 建設産業情報化推進センターに設置した「設計製造情報化評議会」でこれら情報の標準化および普及を目指して行っている活動。
CI-NET	(シーアイ・ネット：Construction Industry NETwork) 建設産業全体の生産性向上を図るため、建設生産に関わる様々な企業間の情報をネットワークを利用して交換するための仕組み。平成4年、（財）建設業振興基金 建設産業情報化推進センターに設置した「情報化評議会」で標準化や普及に取り組んでいる。
CI-NET LiteS	(シーアイ・ネット・ライツ) CI-NET標準に準拠した規約で、インターネット環境のもとでEDIを行うための仕組み。
EDI	(イーディーアイ：Electronic Data Interchange) 電子データ交換。企業間で行われる受発注や資金決済などの取引のためのデータを通信回線を介して標準的な規約（可能な限り広く合意された各種規約）によりコンピュータ（端末を含む）間でデータ交換することをいう。

用語	説明
IAI	(アイエーアイ：International Alliance for Interoperability) 世界に13の国際支部があり、建築分野で利用するソフトウェアの相互運用を目的としたIFC仕様の策定と活用普及に向けた活動に取り組んでいる団体。1996年にIAI日本支部が設立(2004年有限責任中間法人化)されている。
IFC	(アイエフシー：Industry Foundation Classes) 建築分野で利用するソフトウェアの相互運用を目的とした仕様。IAIが仕様策定と普及活動に取り組んでおり、活用検討が進められている。
IP	(アイピー：Integrated Practice) 設計・施工の全フェーズを通して効率を最適化するために、人やシステム、ビジネス構造、慣行を、全ての関係者の才能と洞察を利用するプロセスへと統合するプロジェクト遂行手法。
IPD	(アイピーディー：Integrated Project Delivery) 設計・施工の全フェーズを通して効率を最適化するために、人やシステム、ビジネス構造、慣行を、全ての関係者の才能と洞察を利用するプロセスへと統合するプロジェクト遂行手法。
IT	(アイティー：Information Technology) 情報技術。最近ではICT (Information and Communications Technology) 「情報通信技術」という用語も用いられている。
JIA	(ジェイアイエー：Japan Institute of Architects) (社)日本建築家協会。建築家の団体として、建築関係社会システム改善や建築家の資質向上に向けた活動に取り組んでいる。
JACIC	(ジャシック：Japan Construction Information Center) (財)日本建設情報総合センター。昭和60年、当時の建設大臣の認可を受け設立した公益団体。建設分野の情報化や情報技術の開発利用に向けた活動に取り組んでいる。
Stem	(ステム：STandard for theExchange of Material equipment library data) C-CADECが定めた、設備機器の性能や各種仕様(仕様属性情報)と外観写真、外形図、性能線図等の各種技術ドキュメントを機器のライブラリデータとして交換するため標準仕様。大手設備機器メーカー各社からStemに準拠したデータの提供が行われ、国内の主要な建築設備CADソフトでもサポートされている。
SXF	(エスエックスエフ：Scadec data eXchange Format) 電子納品されたCAD図面をCADの違いによらず再現して利用できるよう国土交通省が開発したCADデータ交換標準仕様。
サプライチェーン	ある製品の原材料が生産されてから最終消費者に届くまでの流通のすべての過程・工程のこと。狭義の流通だけでなく、その過程において企業の製造加工等も含める。
メッセージ	帳票データを表すテキストデータ、および技術データの内容を説明するテキストデータの集合体をいう。
企業識別コード	6桁のコードで1法人につき1つ与えられる。建設産業に係わる企業の企業識別コードは財団法人建設業振興基金建設産業情報化推進センターが発行し、全産業にわたる管理は(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センター(ECPC)が行う。建設産業以外の業界の企業が、CI-NETを利用してEDIを行う場合にも、建設産業情報化推進センターに申請して取得することができる。

(2) 年表

CI-NETに関する各種の取り組みや施策と、各種規約類や広報資料発行時期をまとめた年表を示す。



(3) 各種規約類、広報資料等の入手方法

各種規約類、広報資料等についての冊子入手方法について、下記の「CI-NET 関連図書」については図書申込 FAX 送信票を用い申し込みすることで手続きが可能である。

また、これら以外にホームページで公開しているものについては、以下の URL にアクセス、ダウンロードすることで入手可能である。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/hyogikai/siryoku.html>

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/hyogikai/kiyaku.html>

なお、CI-NET LiteS 実装規約、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料の扱いについては、建設産業情報化推進センターに問い合わせされたい。

1. 『CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5』 CI-NET 標準ビジネスプロトコルは、建設業界における EDI（電子データ交換）規約であり、日常の商取引（見積り、注文、請求、支払等）や CAD データ等の技術データを EDI で行う際のコンピュータ間の情報交換に必要な標準的な取り決めをしています。◇サイズ A4 356 ページ/2009 年 5 月発行	実費額：15,750 円
2. 『建設産業における電子商取引 発注者の CI-NET 導入に向けた具体的手順』 本書は主に地域の中堅・中小の建設業者における CI-NET 導入を視点するためのマニュアルで、導入に際しての検討を効率的に進めるための手順、および自社の業務フローを分析、検討するための視点をまとめています。◇サイズ A4 26 ページ/2008 年 2 月発行	無料
3. 『電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインの解説』 平成 17 年 3 月 3 日付で国土交通省より「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」が示されました。本書は電子契約を実施する方の参考のために、事例を交え、より詳細に解説したものです。◇サイズ A4 34 ページ/2005 年 6 月発行	実費額：600 円
4. 『CI-NET LiteS データにおける明細行関連コードの表現事例』 メッセージ共通に明細部分（明細情報部分）はフラットな表現と階層構造の表現を共に許すルールとなっており、この表現には [1200] 明細コード、[1288] 明細データ属性コード、[1289] 補助明細コードがある。本事例は、明細部分の作成・運用の援助となることを目的としている。◇サイズ A4 165 ページ/2005 年 7 月発行	実費額：1,000 円
5. 『建設工事の電子契約についての解説』 建設工事の請負契約の締結をこれまでの書面に代えて電磁的措置で行おうとする場合の参考のために、建設業法第 19 条、政令、省令およびガイドラインに定められた法的要件とそれを満たすために必要となる技術面、運用面の対応を解説します。◇サイズ A4 56 ページ/2002 年 2 月発行	実費額：1,000 円
6. 『CI-NET/C-CADEC シンポジウム 2011/02/25』 2011 年 2 月 25 日日本消防会館ニッショーホールで開催した平成 22 年度シンポジウムの「資料集」です。◇サイズ A4 106 ページ/2011 年 2 月発行	実費額：1,000 円
7. 『CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.5』 CI-NET LiteS 実装規約は、CI-NET 標準ビジネスプロトコルに準拠したもので、通信方式やメッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準ビジネスプロトコルでは取引当事者間で取り決める余地のある部分について、実業務に則して要点を絞り込み、わかりやすく整備したものです。◇サイズ A4 440 ページ/2008 年 6 月発行	
8. 『CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.5 指針・参考資料』 CI-NET LiteS 実装規約の補助資料として作成しているものです。 指針は、CI-NET LiteS を利用した EDI においては、CI-NET LiteS 実装規約および指針に準拠しているシステム間であればどのような環境であっても EDI が可能という基本方針を実現するためのガイドを提示したものです。 また参考資料は、そうしたデータ、ファイル等を処理するために必要となる社内の通信、変換システム等の例を示したものであり、ユーザあるいはベンダが CI-NET LiteS 実装規約に準拠したシステム、ソフト等を開発する際の援助となる事例として記載しているものです。◇サイズ A4 348 ページ/2008 年 6 月発行	

～図書申込 FAX 送信票～

建設業振興基金 建設産業情報化推進センター宛

FAX : 03-5473-4580

図書を希望する方は、以下の必要事項を記入し、本ページを FAX にてお送りください。請求書を同封のうえ、図書をお送りします。

会社/団体名 : _____

所属 : _____ 氏名 : _____

所在地 : 〒 _____

TEL : _____ FAX : _____

E-mail _____

◎下記の図書を申し込みます。(申込む図書を○印で囲み、冊数をお書きください)

- | | |
|---|---|
| 1. 『CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.5』 | 冊 |
| 2. 『建設産業における電子商取引 発注者の CI-NET 導入に向けた具体的手順』 | 冊 |
| 3. 『請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について』 | 冊 |
| 4. 『CI-NET LiteS データにおける明細行関連コードの表現事例』 | 冊 |
| 5. 『建設工事の電子契約についての解説』 | 冊 |
| 6. 『CI-NET/C-CADEC シンポジウム 2011/02/25』 | 冊 |
| 7. 『CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.5』 | 冊 |
| 8. 『CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.5 指針・参考資料』 | 冊 |